

郡山市発注工事に係る工事設計書の情報提供に関する要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 28 年10月 1 日一部改正

[財務部技術検査課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、契約済みの工事に係る設計書の情報提供について必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって市民サービスの利便性の向上に寄与することを目的とする。

(情報提供できる工事設計書)

第 2 条 情報提供できる工事設計書は、郡山市が契約を締結した工事のうち、市ウェブサイトにおいて入札結果を公表している工事の工事設計書とする。

2 次に掲げる設計書は、情報提供の対象外とする。

- (1) 一部不開示となる工事設計書
- (2) 工事の変更設計書
- (3) 随意契約による工事設計書及び測量設計等の業務委託契約の設計書

(情報提供できる工事設計書内容)

第 3 条 情報提供できる工事設計書の内容は、工事設計書の表紙及び積算書（特記仕様書、数量計算書及び図画を除く。）とし、条例第 7 条各号に規定する不開示情報を除くものとする。

2 この要綱により情報提供できない工事設計書等の開示請求は、条例に定める開示の請求によるものとする。

(情報提供の方法及び費用負担)

第 4 条 工事設計書の情報提供は、工事設計書の電磁的記録を P D F ファイル形式により光ディスクに複製し、当該光ディスクを貸与する方法により行う。この場合における光ディスクは、C D - R を使用する。

2 情報提供できる工事設計書は予定価格が 1 3 0 万円を超える工事とし、契約締結後、速やかに光ディスクを作成し、市政情報センターに備えるものとする。

3 光ディスクを貸与する方法により行う工事設計書の情報提供は、無償によりこれを行う。

(情報提供を行う期限)

第 5 条 情報提供を行う期限は、当該工事の契約を締結した日の属する年度の次の年度の末日までとする。

(貸与及び閲覧)

第 6 条 光ディスクの貸与を受けようとする者は、工事設計書閲覧申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を市政情報センターに提出するものとする。

2 申込書を受理した市政情報センターは、当該光ディスクを直ちに貸与するものとする。

3 閲覧場所は、市政情報センター内とし、光ディスクを市政情報センターの外部に持ち出してはならない。

4 閲覧の申し込み及び閲覧の時間は、原則として午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日

を除く。)とする。

(閲覧機器)

第7条 閲覧に使用するパソコン及びそれに必要な電源は、閲覧する者が準備するものとする。

2 閲覧に際し、貸与された光ディスク内の情報は、持参したパソコン及び電子媒体に複写することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に契約を締結した工事に係る工事設計書から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成28年10月1日以降に契約を締結した工事に係る工事設計書から適用する。

別記様式（第6条関係）

工事設計書閲覧申込書

年 月 日

郡山市長 品川 万里 様

(郵便番号)

閲覧者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

次のとおり工事設計書の閲覧を申し込みます。

契約番号	第 号
入札執行日	年 月 日
工事名	
※ 担当課	

備考

- 1 上記の表には、市ウェブサイト内の「入札結果公表」ページで公表している「月入札分・総括表」の中から貸与可能となっている工事を記載してください。
- 2 CD-Rに記録されている工事設計書のファイル形式は、PDFファイル形式です。
- 3 CD-Rは所定の場所での閲覧となります（外部に持ち出せません）。
- 4 工事設計書には、図画及び数量計算書は含まれておりません。
- 5 閲覧前に、持参されたパソコンで必ずCD-Rのウイルスチェックを行ってください。
- 6 返却されたCD-Rにコンピュータウイルスが混入し、郡山市に損害が生じた場合は、閲覧者に対して損害賠償を請求することがあります。
- 7 ※印の欄は、記入しないでください。

※ 事務処理欄

貸与サイン (返却時)	<input type="checkbox"/>	CD-R チェック	<input type="checkbox"/>
----------------	--------------------------	--------------	--------------------------